

第 1 章 基本的考え方と全体像

1 計画策定の趣旨

- 現在、都内には、虐待を受けた児童や、何らかの事情により実親による養育が困難で、公的責任において社会的な養育が必要な児童（以下「代替養育を必要とする児童」という。）が約 4,000 人おり、児童養護施設や乳児院（以下、「施設」という。）、養育家庭などで暮らしています。
- 代替養育を必要とする児童は、かつてはそのほとんどが、親がいない、もしくは親による養育が困難な児童でしたが、近年では、虐待により心身に傷を受けた児童や何らかの障害がある児童など、個別的ケアが必要な児童が増加しています。
- 児童の状況が複雑化・深刻化していることに伴い、一人ひとりの児童の状況に応じた、よりきめ細かな支援が求められています。
また、養子縁組の成立や、実親や親族への家庭復帰、施設からの退所等により代替養育を離れた後においても、支援を必要とする児童が存在します。
- こうした中、都は、平成 27 年 4 月、児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護を進める具体的方策を定めた「東京都社会的養護施策推進計画」を策定し、代替養育を必要とする児童に対する支援の充実を図ってきました。
- 平成 28 年 6 月、児童福祉法が改正され、子供が権利の主体であることや、子供の家庭養育優先の原則が明記されました。この理念のもと、平成 29 年 8 月に国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめました。
- 「新しい社会的養育ビジョン」では、子供の最善の利益を念頭に、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、平成 28 年改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像や、法の理念等の実現に向けた改革の工程、具体的な数値目標が示され、既存の推進計画を全面的に見直し、新たな計画の策定を求めています。
- 一方、都は、平成 31 年 4 月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行し、子供を権利の主体として明記するとともに、虐待の早期発見・

早期対応を促進し、虐待を受けた児童の社会的養護の充実や円滑な社会的自立を図るための取組の充実に努めるものとしています。

- また、令和元年12月、今後の都政運営の新たな指針として『『未来の東京』戦略ビジョン』をとりまとめ、社会的養護の充実等を推進することとしています。
- 「東京都社会的養育推進計画」は、社会的養育の充実に向けた様々な課題や国の動向等を踏まえ、子供の最善の利益を念頭に、在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援など、一体的かつ全体的な視点をもって策定するものです。

(社会的養護の沿革)

年	月	国の動き	都の施策
平成23年	7	社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ「社会的養護の課題と将来像」 ○ 家庭的養護の推進 ○ 専門的ケアの充実 ○ 社会的養護の下で育った子供の自立支援の充実 ○ 虐待防止のための家族支援、施設の地域支援の充実	
平成24年	11	厚生労働省通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」 ○ 社会的養護の需給との調和を図りつつ、施設の小規模化に伴う定員の削減を進めるため、都道府県計画を策定 ○ 今後十数年かけ、里親等、グループホーム、本体施設が概ね3分の1ずつに	
平成26年	10		東京都児童福祉審議会提言 「社会的養護の新たな展開に向けて—家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援—」
平成27年	4		「東京都社会的養護施策推進計画」(平成27年～平成41年度)の策定
平成28年	5	児童福祉法等改正 ○ 子供が権利の主体であること ○ 家庭養育優先原則 ○ 里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援、養子縁組里親を法定化、養子縁組に関する相談支援を都道府県業務に位置づけ ○ 児童相談所の体制強化等	
	7	厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(平成29年8月まで開催)	
	11		東京都児童福祉審議会提言 「家庭的養護の推進について—家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて—」
平成29年	8	「新しい社会的養育ビジョン」策定 ○ 都道府県計画の見直し(平成30年度末まで) ・ フォスタリング機関事業の創設(令和2年度までに) ・ 乳幼児の家庭養育原則の実現(5年以内に) ・ 家庭養育や施設養育推計、施設の適切な配置(10年計画) ・ 児童相談所・一時保護改革(5年計画) ・ 特別養子縁組の推進(5年以内に現状の約2倍に)	
平成30年	7	厚生労働省通知「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」	
		厚生労働省通知「一時保護ガイドラインについて」	
平成31年	4		「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行

2 計画の位置付け

- 本計画は、都道府県の推進計画策定に当たって踏まえるべき基本的な考え方等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(平成30年7月)に基づき、「東京都社会的養護施策推進計画」を全面的に見直し、新たな推進計画として策定するものです。
- 「『未来の東京』戦略ビジョン」をはじめ、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき策定された「東京都子供・子育て支援総合計画」等、関連する計画との整合を図っています。

3 計画期間

- 本計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

4 計画の「理念」・「目指すべき姿」

(1) 理念

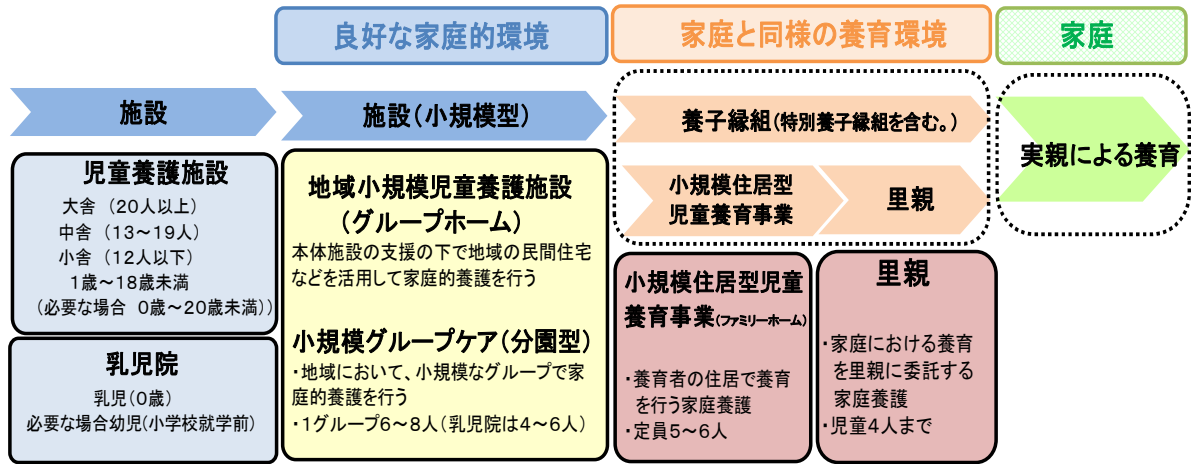
社会的養護が必要な子供たちに加え、養子縁組成立や家庭復帰後を含めた家庭で生活する子供たちが、生まれ育った環境によらず、家庭や家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できるよう、状況や課題に応じた養育・ケアを行います。

- 子供は、適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立等を保障される権利を有します。
- 全ての子供たちが、生まれ育った環境に左右されず、個性や創造力を十分に伸ばし、心身ともに健やかに育ち、社会で自立して生活できるように養育環境を整備することが重要です。
- 社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまで、総合的に支援する体制を整備していきます。
- 子供が家庭において健やかに養育されることを原則とした上で、家庭における養育が困難な場合は、家庭と同様の環境における養育を優先し、家庭に近い環境での養育の推進を図ります。

(2) 目指すべき姿

- 都は、平成 27 年に策定した「東京都社会的養護施策推進計画」において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね 6 割とすることを目標に掲げ、里親・ファミリーホーム・グループホームでの養育を推進してきました。
- また、平成 28 年 11 月には、児童福祉審議会専門部会から、「家庭的養護の推進について」が提言され、家庭と同様の環境における養育を一層推進するための実践的な方策が示されました。
- 平成 28 年改正児童福祉法においては、子供の家庭養育優先原則が明記されました。地方公共団体は、子供が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされました。
- しかしながら、施設において、虐待による心身の傷や障害などにより、個別的ケアが必要な児童が増加しているため、里親等への委託の推進にあたっては、児童一人ひとりの状況に合わせ、支援の在り方や進め方を検討する必要があります。
- 平成 30 年 7 月に発出された「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（厚生労働省子ども家庭局長通知）において、里親等への委託の推進にあたっては、個々の児童に対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする児童の見込等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定し、取組を推進することが必要とされています。
- これらを踏まえ、都は、
 - ① 代替養育を必要とする児童が、家庭と同様の環境において養育されるよう、数値目標と達成期限を設定した上で、里親等への委託に向けた取組を推進します。
 - ② 個別的なケアが必要で、施設で養育が必要な児童に対して、施設の定員数を十分に確保するとともに、できる限り良好な家庭的環境での養育や、問題を抱える児童に対する治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備します。

(社会的養育に関する体系図)



資料：厚生労働省